

鹿 児 島 県 公 報

平成29年10月10日（火）第3356号の6



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○最高裁判所裁判官国民審査における投票用紙の様式

(選挙管理委員会取扱い) 1

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿児島県選挙管理委員会告示第38号

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査における投票用紙の様式は、次のとおりとする。

平成29年10月10日

鹿児島県選挙管理委員会委員長

鎌田六郎

1 一般投票用紙

							× を 書 く 欄	<p>注 意</p> <p>一 やめさせた方がよいと思ふ裁判官については、その氏名の上の欄に×を書くこと。</p> <p>二 やめさせなくてよいと思ふ裁判官については、何も書かないこと。</p>
林 はやし 景 けい 一 いち	木 き 澤 さわ 克 かつ 之 ゆき	大 おお 谷 たに 直 なお 人 ひと	菅 かん 野 の 博 ひろ 之 ゆき	山 やま 口 ぐち 厚 あつし	戸 と 倉 くら 三 さぶ 郎 ろう	小 こ 池 いけ 三 さぶ 裕 ひろし	裁 さい 判 ばん 官 の 氏 し 名 めい	

備考1 用紙の色は、うぐいす色とする。

2 文字は、黒色刷りとする。

3 投票用紙に押すべき印は、刷込み式とする。

2 点字投票用紙

<p>点 字 投 票</p> <p>最 高 裁 判 所 裁 判 官 国 民 審 査 投 票</p>	<p>鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 印</p>
<p>注 意</p> <p>一 やめさせ方がよいと思ふ裁判官があるときは、 その氏名を書きこむこと。</p> <p>二 やめさせ方がよいと思ふ裁判官がないときは、 何もしないこと。</p>	

- 備考1 用紙の色は、うぐいす色とする。
- 2 文字は、黒色刷りとする。
- 3 投票用紙に押すべき印は、刷込み式とする。